

# ○印旛郡市広域市町村圏事務組合情報公開条例施行規則

平成15年2月14日

規則 第 1 号

(趣旨)

第1条 この規則は、印旛郡市広域市町村圏事務組合情報公開条例(平成15年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公文書開示請求書)

第2条 条例第6条第1項に規定する書面は、公文書開示請求書(別記様式第1号)とする。

(公文書全部開示決定通知書)

第3条 条例第11条第1項に規定する書面は、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 公文書の全部を開示する旨の決定をした場合 公文書全部開示決定通知書(別記様式第2号)

(2) 公文書の一部を開示する旨の決定をした場合 公文書部分開示決定通知書(別記様式第3号)

2 条例第11条第2項に規定する書面は、公文書不開示決定通知書(別記様式第4号)とする。

(開示決定等期間延長通知書)

第4条 条例第12条第2項に規定する書面は、開示決定等期間延長通知書(別記様式第5号)とする。

(開示決定等の期限の特例適用通知書)

第5条 条例第13条に規定する書面は、開示決定等の期限の特例適用通知書(別記様式第6号)とする。

(意見書提出に係る通知書等)

第6条 条例第14条第1項の規定による通知は、意見書提出に係る通知書(別記様式第7号)により行うものとする。ただし、実施機関が書面により行う必要がないと認める場合は、この限りでない。

2 条例第14条第2項に規定する書面は、意見書提出に係る通知書(別記様式第8号)とする。

3 条例第14条第3項及び条例第20条に規定する書面は、公文書の開示に係る通知書(別記様式第9号)とする。

(電磁的記録の開示の方法)

第7条 条例第15条第1項第2号に規定する実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に掲げる方法(プログラム(電子計算機に対する指令であって、1の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下同じ。))を用いて行う必要があるものにあつては、管理者が保有するプロ

グラムにより行うことができるものに限る。)とする。

(1) 録音テープ又は録音ディスク 専用機器により再生したものの聴取又はこれらを録音カセットテープに複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 専用機器により再生したものの視聴又はこれらをビデオカセットテープに複写したものの交付

(3) 前2号に掲げるもの以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

2 前項第3号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は複写したものの交付の方法(プログラムを用いて行う必要があるものにあつては、管理者が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。)により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。

3 前2項に定める方法による電磁的記録の開示にあつては、管理者は、当該電磁的記録の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該電磁的記録を複写したもの又は用紙に出力したものにより、これを行うことができる。

(公文書の取扱等)

第8条 公文書を閲覧又は視聴(聴取を含む。以下この条において同じ。)するものは、当該公文書を改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。

2 管理者は、前項の規定に違反するもの又は違反するおそれがあると認められるものに対し、公文書の閲覧又は視聴を停止し、又は禁止することができる。

(公文書の写しの交付)

第9条 公文書の写しを交付するときの交付部数は、開示請求があつた公文書1件につき1部とする。

(公文書の検索資料)

第10条 管理者は、開示請求をしようとするものが容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、公文書の分類及び保存期間を記載した資料を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

(実施状況の公表)

第11条 条例第27条の規定による公表は、次の各号に掲げる事項を広報紙に掲載することにより行う。

(1) 開示請求の件数及びその処理状況

(2) 不服の申立ての件数及びその処理状況

(3) その他必要な事項

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

別記

様式第1号

公文書開示請求書

年 月 日

印旛郡市広域市町村圏事務組合

管理者 様

住所又は居所（法人その他の団体にあつては事業所等の所在地）

〒

ふりがな  
氏名（法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名）

（連絡先電話番号）

（担当）

印旛郡市広域市町村圏事務組合情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

請求する公文書の件名 又は内容 開示を請求する公文書の 件名又は具体的な内容を記 入してください。	
求める開示の方法（該当する に 印を付けてください。	閲覧又は視聴 写しの交付（ 郵送を希望する）
備 考	

《処理欄》 （この欄は記入しないでください。）

所管課等	備考
電話番号 - -	

様式第 2 号

公文書全部開示決定通知書

印 広 第            号  
年    月    日

様

印旛郡市広域市町村圏事務組合  
管理者

年    月    日付けの開示請求について、印旛郡市広域市町村圏事務組合情報公開条例第11条第 1 項の規定により、次のとおり公文書の全部を開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る 公文書の件名 又は内容		
開示の方法	閲覧又は視聴  写しの交付（    郵送）	
開示の日時	日 時	年    月    日 午前・午後    時    分
及び場所	場 所	
所管課等	電話番号            -            -	
備            考		

様式第 3 号

公文書部分開示決定通知書

印 広 第 号  
年 月 日

様

印旛郡市広域市町村圏事務組合  
管理者

年 月 日付けの開示請求について、印旛郡市広域市町村圏事務組合情報公開条例第11条第 1 項の規定により、次のとおり公文書の一部を開示することを決定したので通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に組合管理者に対し、行政不服審査法による不服申立てをすることができます。

開示請求に係る公文書の件名又は内容			
開示の方法	閲覧又は視聴 写しの交付 ( 郵送 )		
開示の日時	日 時	年 月 日	午前・午後 時 分
及び場所	場 所		
開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定を適用する理由	印旛郡市広域市町村圏事務組合情報公開条例第 7 条 第 号に該当 (理由等)		
開示することができる時期	年 月 日。ただし、公文書の開示を希望する場合は、同日以後新たに公文書の開示の請求が必要となります。		
所管課等	電話番号 - -		
備 考			

注

- 1 公文書の開示を受ける際は、この通知書を提示してください。
- 2 都合が悪くなったときは、あらかじめその旨を連絡してください。
- 3 欄は、開示することができない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときに記入してあります。

公文書不開示決定通知書

印 広 第            号  
年    月    日

様

印旛郡市広域市町村圏事務組合  
管理者

年 月 日付けの開示請求について、印旛郡市広域市町村圏事務組合情報公開条例第11条第 2 項の規定により、次のとおり公文書の全部を開示しないことを決定したので通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に組合管理者に対し、行政不服審査法による不服申立てをすることができます。

開示請求に係る公文書の件名又は内容	
開示しない理由	
開示することができる時期	年 月 日。ただし、公文書の開示を希望する場合は、同日以後新たに公文書の開示の請求が必要となります。
所管課等	電話番号            -            -
備 考	

注

- 1 欄は、開示することができない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときに記入してあります。

様式第 5 号

開示決定等期間延長通知書

印 広 第            号  
                         年   月   日

様

印旛郡市広域市町村圏事務組合  
管理者

年   月   日付けの開示請求について、印旛郡市広域市町村圏事務組合情報公開条例第12条第 2 項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求に係る公文書の件名 又は内容	
延長前の決定期間	年   月   日から 年   月   日まで
延長後の決定期間	年   月   日から 年   月   日まで
延長の理由	
所管課等	電話番号            -            -
備            考	

様式第6号

開示決定等の期限の特例適用通知書

印 広 第            号  
                         年   月   日

様

印旛郡市広域市町村圏事務組合  
管理者

年   月   日付けの開示請求について、印旛郡市広域市町村圏事務組合情報公開条例第13条の規定を適用することとしたので、通知します。

開示請求に係る公文書の件名又は内容	
開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき開示決定等をする期間	年   月   日から 年   月   日まで
開示請求に係る公文書のうち上記期間内に開示決定等をする部分	
残りの公文書について開示決定等をする期限	年   月   日
条例第13条を適用する理由	
所管課等	電話番号            -            -
備            考	



別紙

公文書の開示に係る意見書

年 月 日

印旛都市広域市町村圏事務組合

管理者 様

住所又は居所（法人その他の団体にあつては事業所等の所在地）

〒

ふりがな  
氏名（法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名）

（連絡先電話番号）

（担当）

年 月 日付け 第 号で通知のあったこのことについて、次のとおり提出します。

1．開示請求に係る 公文書の作成又は 内容件名	
2．開示に関する支 障の有無	の中に 印を付けてください。 開示されても支障を生じない。（ 回答は以上です。） 開示されると支障を生ずる。（ 3に記載してくだ さい。）
3．意 見	（開示されると支障を生ずる部分及びその理由を具体的に 記載してください。）



別紙

公文書の開示に係る意見書

年 月 日

印旛都市広域市町村圏事務組合

管理者 様

住所又は居所（法人その他の団体にあつては事業所等の所在地）

〒

ふりがな  
氏名（法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名）

（連絡先電話番号）

（担当）

年 月 日付け 第 号で通知のあったこのことについて、次のとおり提出します。

1．開示請求に係る 公文書の作成又は 内容件名	
2．開示に関する支 障の有無	の中に 印を付けてください。 開示されても支障を生じない。（ 回答は以上です。） 開示されると支障を生ずる。（ 3に記載してくだ さい。）
3．意 見	（開示されると支障を生ずる部分及びその理由を具体的に 記載してください。）

様式第9号

公文書の開示に係る通知書

印 広 第 号  
年 月 日

様

印旛郡市広域市町村圏事務組合  
管理者

年 月 日付け 第 号で照会しました に関する  
情報が記録されている公文書の開示請求について、次のとおり決定したので印旛郡市  
広域市町村圏事務組合情報公開条例第14条第3項の規定により、通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日か  
ら起算して60日以内に組合管理者に対し、行政不服審査法による不服申立てをす  
ることができます。

開示請求に係る公文書の件名又は内容	
決定の内容	全部開示 部分開示 (決定日) 年 月 日
開示されるに関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日
所管課等	電話番号 - - 担当
備考	